

個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、個人情報に記載された予約票を誤って渡したことにより事案が発生しました。

このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者Bさんの氏名・カルテ番号

2 経緯

令和8年7月6日（月）

- ・ 患者Aが外来受診のため来院し、外来受診をした。
- ・ 受診後、主治医が次回診察日（8/10）の予約を入力する際、誤って患者B（同日に外来受診予約が入っていた患者）の電子カルテを開き、そのまま患者Bの氏名で外来予約を入力し、印刷した予約票を患者Aに手渡した。

令和8年8月10日（月）

- ・ 受診のため来院した患者Aから『前回受診時に次回予約を取ってもらったが、予約票が患者Bの氏名だった。受診は可能か』との訴えがあり、診察予約票の誤交付が発覚した。
- ・ 患者Bの予約票については、患者Aの自宅にあるとのことで、病院への送付を依頼したところ、帰宅後すぐに送付するとの承諾を得た。
- ・ 帰宅した患者Aから誤交付した診察予約票の送付の連絡を受けた。
- ・ 主治医は患者Bに架電し、経緯を説明した上で謝罪し、受け入れられた。

令和8年8月13日（木）

- ・ 患者Aが返送した診察予約票が郵送され受け取った。

3 誤って手渡した原因

- ・ 異なる患者の電子カルテ画面を開き予約票を作成したため。
- ・ 予約票を渡す際に、氏名を確認せず患者に渡したため。

4 再発防止策

個人情報の取り扱いに関する注意事項等を職員及び委託業者に通知し、本人確認を徹底する。